

彦根総合スポーツ公園庭球場整備にかかる設計条件整理業務委託仕様書

1 業務名称

彦根総合スポーツ公園庭球場整備にかかる設計条件整理業務

2 目的

彦根総合スポーツ公園において庭球場を整備するにあたり、令和8年度に実施予定の庭球場基本設計業務に資するため、滋賀県内における庭球場の整備状況を把握するとともに関係競技団体へのヒアリングを実施し、必要な設計条件の整理を行う。

3 業務範囲

次の土地を業務対象範囲とする。

- (1) 名称
彦根総合スポーツ公園
- (2) 所在地
彦根市松原町字大黒前 3447 番地ほか
- (3) 対象地面積
約 2.8ha
- (4) 備考
 - ・ 詳細は別紙「彦根総合スポーツ公園庭球場予定地の概要」を参照のこと。
 - ・ 別紙における赤枠内を業務対象範囲とするが、別紙で示す範囲は最大の場合であり、今後の用地取得状況により変動が生じる場合がある。

4 履行期間

令和7年12月22日から令和8年3月31日まで

5 業務内容

- (1) 設計条件の整理
用地取得状況や活用が可能な敷地等の条件を整理する。
設計条件の整理対象となる内容は、下記のとおりである。
なお、設計条件の整理に当たっては、滋賀県スポーツ課が貸与する「平成27年度第6号（仮称）彦根総合運動公園基本設計等業務委託」における成果物を踏まえ行うものとする。
 - ① 概要（整備対象範囲、動線、その他留意点）
 - ② テニスコート（利用者想定（整備グレード）、コート数、寸法、勾配、方位、舗装、通路、観客席、照明施設、ほか）
 - ③ 駐車場
 - ④ 管理棟（寸法、仕様/機能）
 - ⑤ 給排水施設
 - ⑥ 植栽
 - ⑦ その他（電気・通信設備、地盤改良等）
- (2) 対外協議支援
設計条件の取りまとめにあたり、県内のテニス協会等の関係機関に対する協議資料の作成及びヒアリングの実施を行う。主な協議先は、県内のテニス協会等、公共施設管理者（公園管理者、道路管理者、上下水道事業者、電気・通信事業者）および交通管理者を想定する。
- (3) 取りまとめ
上記1～2の結果を踏まえ、設計条件を決定する。
なお、取りまとめにあたっては、配置検討図を作成すること。

(4) 打ち合わせ協議

初回、中間 1 回、納品時の 3 回を想定する。

6 業務体制

本業務に関する専門知識や経験を有した人員体制が構築され、県からの質疑や相談等に対応できる業務体制を確保すること。

7 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

1：業務報告書 2 部（A 4 簡易正本）

2：上記電子データ

PDF 及び元となるデータ（Excel、Word 等 Microsoft Office で閲覧可能なもの）

8 本業務実施にあたっての留意事項

(1) 疑義

本仕様書に記述のない事項及び解釈に疑義を生じた場合の取扱いについては、県と協議のうえ、定めるものとする。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は業務の処理を第三者に一括して委託し、または請け負わせてはならない。ただし、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(3) 秘密保持

受託者は、業務執行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。これは契約期間満了後においても同様とする。また、受託者は本業務に係る資料及び結果を発注者が指示する目的以外に使用、または第三者へ提供してはならない。

(4) 法令等の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり、関連法令等を遵守すること。

(5) 個人情報の取扱い

受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守すること。

(6) 知的財産権の取扱い

受託者は、本業務の実施のために必要となる受託者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処する。

(7) 成果品等の帰属

本業務により作成した成果品及びその過程のデータの所有権は、委託者に帰属するものとする。受託者は、委託者の承諾なく成果品及びその過程データを他人に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。

別紙 彦根総合スポーツ公園庭球場予定地の概要



業務対象範囲(約2.8ha)
今後の用地取得状況によって変動あり